

5. 有識者インタビュー

韓国のクオータ制について

政治学者、お茶の水女子大学ジェンダー研究所・大学院人間文化創成科学研究科准教授 申 琦榮氏



<プロフィール>お茶の水女子大学ジェンダー研究所、大学院人間文化創成科学研究科准教授。韓国ソウル大学卒、米国ワシントン大学政治学博士課程修了、Ph.D.（政治学）。専門はジェンダーと政治、比較女性運動、ジェンダー主流化など。共著に『ジェンダー・クオーター—世界の女性議員はなぜ増えたのか』（明石書店、2014年）、『クオータ制の実現をめざす』（パド・ウィメンズ・オフィス、2013年）、The Oxford Handbook of Feminist Theory (Oxford U. Press, 2015); Gender and Power: Towards Equality and Democratic Governance (Palgrave Macmillan, 2015)ほか。

主な質問項目：

- ・韓国のクオータ制の概要
- ・クオータ制を導入出来た理由
- ・韓国の女性団体について
- ・クオータ制導入後の社会の変化
- ・朴槿恵大統領について
- ・韓国の事例から学べること
- ・男女共同参画センターに出来ること

● 韓国のクオータ制はどのようなものですか。

申氏：前提として、韓国の国会は300議席で、全国名簿式の比例代表選挙の議席が全体の18%、残りは小選挙区の議席という並立制です。前者の比例代表選挙の候補者名簿の最低50%を女性にしなければならない、そして名簿には男女交互に並べなければならぬと義務付けています。後者の小選挙区も法律で、各政党の候補者の30%を女性にしなさいとされている。法律の文言が少し違い、比例代表は「しなければならない」だけど、小選挙区の方は努力義務、推奨します、という程度。両者の法的な拘束力にはかなり差がありますが、違反時に何の制裁もないのは共通しています。

比例代表については法律の文言が具体的ということもあり、守られていて、選挙結果でも女性の当選が50%以上になっています。ただし小選挙区が議席の8割以上なので、こちらで増えないと女性議員の大幅な増加は望めません。小選挙区へのクオータ制は、やはり現職議員の抵抗が根強く、後押しのためにインセンティブ制度を設けています。女性候補者を増やした政党の政党補助金を、その割合に比例させて上乗せする制度です。これら全体を以って韓国のクオータ制と考えます。いわゆる候補者クオータ制で、政党に対して女性候補者を増やすよう促すものになっています。

なお韓国では、国政選挙と基礎自治体の選挙と、その間に広域選挙（日本の都道府県選挙に当たる）があり、選挙制度が少しずつ違います。広域選挙は国政と同じような選挙制度で、クオータ制が同様に導入され、しかも罰則が付いているので国政よりも厳しい。比例代表選挙の名簿も、女性が50%いなければ選挙管理委員会が受理しません。

● 小選挙区での課題はどのようなものですか。

申氏：小選挙区の30%クオータ制への抵抗はとても強く、義務付けする法案が何度も議員立

法などで提出されましたが、なかなか通りません。比例代表議席を減らし小選挙区議席を増やそうとする動きさえあります。実際の当選率は候補者の男女の別は大きく影響しないのに、抵抗が根強いのには、色々と理由があります。

例えば韓国では、大統領選挙が選挙の「花」です。小選挙区選出の議員は、この大統領選挙でいかに地元の票を集められるかが、一番重要な非公式の役割なので、地元を掌握し動員でき、資金も票も集められる議員が好まれる。この基準で候補者を選ぶと、最も地元で集票する能力がある有力者といえば男性が多いために男性が好まれる。政党にとっては、候補者の知識や能力、学歴などは二の次なんですね。この壁は本当に高いです。

● 家父長制が根強い韓国で、なぜクオータ制が法制化できたのでしょうか。

申氏：まず、戦後 50 年くらいずっと、韓国の女性議員割合は、国政、地方を問わず 1 ~ 2 % と極めて低く、保守的な男性であっても無視はできないくらいの悲惨な状況でした。一方で 90 年代には世界でクオータ制の前例が次々に出て、95 年の北京会議でも強く勧められたりと、世界的な流れがありました。さらに 90 年代は韓国の民主化にも重なり、新しい国を作るという希望があった。独裁政権から脱するための大きな政治改革の中、新しい選挙制度が練られ、この流れにクオータ制を乗せていったんです。「チャンスの窓口」が開いたので女性団体が一気に攻め、強力に女性の政治参画を求め、機運を高めていきました。「女性の参画なしに民主化とは言えない」と言う機会を逃さなかったんですね。もちろん「政治は男性のもの」という意識は強く、様々な反対論が出ましたが、粘り強く議論を重ねました。

こうして、女性団体の働きかけ、政党内に居た数少ない女性議員たちの連携などの結果、

2000 年度に、初めて政党法に「比例代表選挙に 30%、女性代表候補を推薦することができる」という文言が入りました。この文言にはほとんど実効性がありませんが、何か文言が入っていれば次の改正を切り開く道になるので、とにかく入れられる文言を入れた。直後の選挙結果は女性議員割合が 5.9% と、元々の 2 % から 3 倍には増えたがまだまだ不十分。そこで再度、法改正に挑戦しました。2002 年、2004 年の大きな選挙制度改革の時にも、女性団体がクオータ制の強化を要求し、現行の制度を盛り込んでいきました。

● 当時の女性団体について教えてください。

申氏：大きな組織が二つありました。従来からの女性団体と、民主化運動の中で生まれたラディカルな考え方の若い女性たちの団体で、必ずしも意見は一致しないけれど、クオータ制推進と家族法改正については一致して運動を進めたので、かなり強い勢力でした。これらの団体は今も活動しています。

これらの団体からは、政治家も出了ました。どこの国でも社会活動に携わる女性がリクルートされ議員になるパターンは多く、韓国でも女性団体で目立つ活動をしていた人々は、すぐにリクルートされました。

女性団体には専従の方もいて、お給料もあります。年齢は様々ですが、クオータ制推進当時の新しい方の団体の方々は、30 代後半から 40 代でした。今はやや高齢化もありますが、次世代も新しいテーマ、例えば労働問題やセクシュアリティの問題などで活動しています。

● クオータ制は韓国でどう評価されていますか。女性議員が増えて、社会に良い変化がありましたか。

申氏：国会の女性議員割合が今 16% くらいになり、増え続けていますが、まだ、男性議員が女性のパワーを感じ、何かを失うと感じるレベルではない。それもあり、女性議員

が増えて悪いと言う人はいないですね。有権者に対する調査でも、否定的な結果は見たことはほとんどなく、むしろ、もっと増えた方がいいという人が多いです。一般的に、規範としては女性議員増に賛成、でも能力のない人が女性だからといって議員になるのは嫌、という意見が多いですね。でも、女性の方が競争が激しく、厳選された人たちが議員になるので、議会に入る女性の平均的な能力が男性に劣るという研究結果はありません。だから、クオータ制で何か悪いことがあったかと言えば、ない。では何か良いことがあったのか。

まず、遅れていた女性関連の法案が、より提案され、より法律として成立しています。ただし、これが女性議員増の結果なのか、別の要因によるのかの分析はなかなか難しい。

また女性議員たちは、男性議員より多く立案し、法案を提出し、国会出席率も高いことが、国政モニタリングの結果から分かります。特に比例選挙選出の女性議員は、自分がクオータ制により議員になったことを理解しているため、成果を出そうとする。こうして真面目な女性、新人が入ることによって、議会が多様性を持ち、質が上がります。個々の女性議員の資質・志向に関係なく、国会が国会らしく機能することに一歩近づくという効果があります。

また、女性議員が増え、女性の政治参加に違和感がなくなったから、朴槿恵大統領の誕生に繋がった。政治に女性が関わることに慣らされてなければ、伝統的な社会規範と衝突していたはずですから、女性議員の存在が女性大統領の誕生の土台を作ったのだと思います。

● 朴槿恵大統領は女性ということを選挙や政策で強調されていますか。

申氏：朴大統領は女性で、また元大統領の娘でもあります。選挙戦略で一番強調したのは、「女性」ということで、それにより、政党支

持者以外も引き付けました。特に50代以上の女性には、朴大統領と一緒に育った親しみがあり、これが非常に有効に働いた。また、韓国では未来展望的なビジョンが好まれるので、女性大統領は東アジアで初だし、アメリカでも出来ていないことなので、「最も変わりそう」という心を掴んだ。女性ということの革新性を強く打ち出して選挙戦を戦いました。

しかし就任後は、女性というテーマはあまり強調しなくなりました。例えば閣僚の任命は大統領が全権を持ち、議員にこだわらず様々な立場の方を採用出来ますが、国会の女性比率と同等程度の比率しか登用しなかった。世界の潮流である男女同数内閣を目指してほしかったですね。

朴大統領が何か女性政策を後押ししたかと言えば、女性に対する暴力に力を入れ、所管する女性家族省の大臣に側近の女性を登用しました。この方は40代と若く、優秀な、次世代の女性リーダーの一人です。彼女の就任で、女性家族省が一気にパワーアップし、予算も事業も増えました。年配の男性大臣が彼女に面会に来るなど、女性が権力を持つことでこれまでなかったことが起きた例を示しました。

彼女はその後、選挙の準備のために辞職しましたが、後任の女性家族省大臣も40代の女性です。朴大統領が、こうして次世代の女性リーダーを育てる効果も、間接的にあつただろうと思います。こうした次世代の女性リーダーたちも、最初は比例代表選挙のクオータ制で政治の世界に入った人たちです。

● 日本でクオータ制を実現するにあたって、韓国の事例から学べることは。

申氏：クオータ制については男性の抵抗が強く、立法、制度導入の壁もある。これを、韓国では、「民主化の流れに乗る」という戦略で乗り越えました。「チャンスがある時に必ずそこに乗る」という戦略ですね。日本も今、選挙制度改革の時期なので、これに合わせて

「女性の参画を増やす具体的な方法のない選挙制度改革は改革でない」、「具体的な方策、方針を示せ」と色々な世代の女性たちが強く声を上げることです。「チャンスの窓」が開いた時に一気に攻める。日本でも女性運動の後押しが必要です。

あと、韓国の事例から言えるのは、最初はどんな文言でもいいので、法的な規定、根拠になるものを、どこかに入れることが重要だということ。それが出来たら、それを根拠にさらに改正を求めていく。最終的には、明確に法律を作り、義務付けやインセンティブの付与などにより、クオータ制を実効性のあるものにすることが目標です。

既に多くの国がクオータ制を活用していますから、日本には遅れてきた立場の利点があります。つまり既に他の国が最初の一歩から様々な段階を辿り、その段階ごとの問題点や抵抗を論破する体系が出来上がっているため、試行錯誤せずに、先行事例からやり方を選び、最も良い制度が作れるはずです。

日本の特殊事情があるとすれば、憲法論ですね。実効性のあるクオータ制の法律を作ることを憲法違反とみなす学者もいます。男女不平等の助長が憲法貢献なのかと不思議に思いますが、現実にあるこの壁を突破する必要がある。これは他国の事例だけによらず、独自の論破の方法を確立しなければいけません。

● 男女共同参画センターに何が出来るでしょうか。

申氏：男女共同参画センターは、元々は女性センターでした。社会に自分の空間を持っていなかった女性たちが、公的な場所で自分を見つめ直し、社会に貢献したり、エンパワーサれる、そういう場所でした。その背景を大切に役割を考えてほしいですね。

具体的には、まずは女性の政治参画やクオータ制に関して、もっと情報を発信し誤解を解いていくこと。ポジティブ・アクションの中でも一番誤解が多く、女性すら男性の逆差別

にならないか心配していますから。

有権者教育も、公的なセンターだからこそ出来ます。選挙権も18歳から広がりましたし、女子高校生に対する教育がとても重要です。自分が政治参画できる主体だという教育、また将来、政策を作る場に入るとか、議員になるとか、そういった力を付けるようなエンパワーメントも大切です。

講座を企画する時には、若い方のアイデアを生かして、若い方が関心を持ちやすい企画を考えることですね。女性参政権獲得までのお話など、いい映画がたくさんあるので、そういった政治や選挙に関する映画を集めた映画祭をやり、議論するのもいい。やはり「楽しい」ことも重要です。

議員の活用もあり得ると思います。議員の方も、若い方にアピール出来る場であれば協力してくださいます。3人くらい議員をお呼びしてトークショーをしてみるとか。観客は、若い、これから有権者になるような人がいいですね。高校生や大学生1年生といった若い男女が参加すれば、政治を少し身近に感じられるし、もっといい政治になってほしいという気持ちに繋がります。

ぜひ、面白くて関心を持つてもらえそうな企画を、クリエイティブに考えてください。それが話題になり、他の男女共同参画センターも真似するなど良い連鎖があれば、日本でも10年後にはクオータ制が出来ると思います。

6. 有識者インタビュー

「クオータ制を推進する会」について

「クオータ制を推進する会」役員、元参議院議員 川橋 幸子氏



<プロフィール>東北大学卒業。1977年旧労働省広報室長などを経て1991年労働研修所長で退官。1992年から2期参議院議員。交通・情報通信委員会委員長、決算委員会理事等を歴任。一国会議員としては参議院議員の役割を志向。議員立法の諸提案に参加。2011年からWIN WIN役員。

※「クオータ制を推進する会」について、以下、略称にて「Qの会」と表記します。

主な質問項目：

- ・「Qの会」結成経緯
- ・「Qの会」の役員団体、活動
- ・男女共同参画推進法制定を要請する決起集会（2015.12.10）について
- ・「赤松政経塾」について
- ・議連2法案について
- ・「Qの会」今後の展望
- ・自治体に期待すること

制を導入¹⁾、WIN WIN²⁾代表の赤松良子氏（元文部大臣）の呼び掛けのもと、2012年に9団体が集まり、今の「議連」（後述）の会長である、当時の民主党政権の内閣府男女共同参画担当大臣・中川正春氏を表敬訪問したのを皮切りに活動を始めました。赤松代表は、国連の女子差別撤廃条約批准に必要な男女雇用機会均等法（1985年成立）の立案責任者として労働省婦人少年局長を務め、WIN WINの発足には「女性議員が増えれば日本は変わる」との強い思いがありました。

- 早速お尋ねしたいと思いますが、まず「Qの会」は、どのような経緯で始まったのでしょうか。

川橋氏：「Qの会」の正式名称は「クオータ制を推進する会」といいますが、この会を立ち上げたそもそものきっかけは、まず、現在日本の女性議員比率が世界最低に近いという現状がありました。（190か国中155位。2015.12現在）

で、これは如何なものかということで、諸外国で一般化しているクオータ制導入を目指そうと（現在140か国以上で何らかのクオータ

- 「Qの会」結成までにおける政府の取組みはどのようなものだったのでしょうか。

川橋氏：当時の政府は、男女共同参画社会基本法（1999年制定。小渕内閣）にもとづく第二次男女共同参画基本計画（2005年閣議決定。小泉内閣）で、指導的地位の女性の割合を

¹ 三浦（2015）『私たちの声を議会へ—代表制民主主義の再生』岩波書店, p.196

² WIN WIN (Women In New World, International Network) は、1999年6月に、赤松良子代表ら6人が発起人になり、日本女性の政治参画を進めることを趣旨として立ち上げた全国的なネットワーク。当初、アメリカのエミリーズ・リストにならい、女性候補者への資金面の支援を行ったが、現在は、国政選挙への推薦活動に転じている。

30%にする『202030』の目標を決めました。また、同第三次計画（2010年閣議決定。菅内閣）では「ポジティブ・アクション」を強化することとし、はじめて「クオータ制」を明記しました。そして2012年4月、内閣府中川正春男女共同参画担当特命大臣は各政党幹事長を訪ね、クオータ制について諸外国の実例を示し、ポジティブ・アクションの推進を要望しました。

しかしながら、行政からの要望に対して政党政の取組みの反応は鈍く、クオータ制導入の機運はまったくと言っていいほど進みませんでした。女性議員比率はわずかに伸びましたが、クオータ制導入が進む諸外国に追い抜かれ、世界ランキングは下がる一方でした。

こうした背景をもとに「Qの会」は結成されたのです。

● 「Qの会」の役員にはどのような団体が参加しているのでしょうか。

川橋氏：「Qの会」は全国的な組織9団体（WIN WIN、クオータ制の実現をめざす会、NPO法人高齢社会をよくする女性の会、国際女性の地位協会、全国フェミニスト議員連盟、（一社）大学女性協会、（一社）日本女性科学者の会、NPO法人日本BPW連合会、日本婦人有権者同盟）が役員団体となり、会の活動を運営しています。また賛同団体は、2015年12月末現在55団体に及んでおり、地域の草の根のグループから比較的大きな団体まで規模は様々です。趣旨に賛同すれば加盟できるという緩やかな組織です。「Qの会」からEメールやフェイスブックによって発信される情報が、関係団体や個人の方々のネットワークの中で共有されています。

● 「Qの会」は具体的にどのような活動をされているのでしょうか。

川橋氏：2013年年初に規約を定め、赤松代表以

下役員構成を整え、以降、衆参国議員に働きかける「院内集会」の開催や、法的クオータ制の可能性を探る「勉強会」の開催、さらに国立女性教育会館（NWEC、National Women's Education Center）「ワークショップ」に参加したり、ニュースレターの発行などの諸活動を重ねています。<※別紙1>

その結果2015年2月、超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」（クオータ議連：中川正春会長、野田聖子幹事長、行田邦子事務局長、12月現在58名の衆議院議員参加）が発足しました。早速、同議連で議員立法による法案作成作業が精力的に行われ、2015年8月「政治分野における男女共同参画推進法案（仮称）」、「公職選挙法の一部を改正する法案（仮称）」が策定され公表されました。これを受け「Qの会」は昨年秋以降、2法案制定に向けた「地元国会議員一斉要請行動」を全国各地の賛同団体とともに展開しました。

こうした議連と「Qの会」の連携は、「Qの会」顧問の三浦まり上智大学教授（政治学）が、議連ワーキング・チームの有識者として2法案の取りまとめに中心的な役割を果たされたこと。また議連中川会長は、2015年8月のNWEC「ワークショップ」に自ら出向いて2法案について女性団体に説明し、協力要請をされたこと。これ受け「Qの会」は議連案を全面的に支持し、行動していくことを決定し、「今、私たちが動くとき」というアピールを満場一致で採択しました。日本初のクオータ法案の制定に向けて、国会内の有志議員と国会外の女性団体が連携して活動するという、新しい構図ができたと思います。<※別紙2>

2015年は日本が国連の女性差別撤廃条約を批准して30年という節目の年でもありました。日本人として初めての、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の委員長に就任された林陽子委員長は、「北京+20」記念のシンポジウム記念講演で、CEDAWから見た日本の課題を明示さ

れ、非常にインパクトがありました。CEDAWは政治分野をはじめあらゆる分野の政策決定の場への女性の参画について、条約第4条に定める暫定的特別措置を採るべきと、日本政府に勧告しています。

● 2015年12月10日には、議連2法案の通常国会への提出を促す「決起集会」が行われましたね。

川橋氏：「Qの会」が発足して3年、超党派による議員連盟が発足し、ようやく法案を提出しようという段階までこぎつけることができました。それを2016年通常国会で実現させようと開催した決起集会です。

決起集会には国会議員と「Qの会」をはじめ幅広い層の女性団体やグループ、メディアや研究者や行政関係者など総勢150人が集まり、熱氣にあふれた集会となりました。赤松代表の「今こそ日本はクオータ制によってブレーク・スルーしよう。生きにくい日本の姿を変え、若い世代の男女が共に将来展望を描くことができるよう、全国で声を上げましょう」との挨拶に大きな拍手が湧き起こっていました。

決起集会は、このあと中野晃一上智大学教授の基調講演「多様な代表がひらく新たな民主政治」があり、政治への男女共同参画とは日本の民主主義を深化させ、多様な社会の構成員である当事者自身がお互いにリスペクトし合いながら政治に声を届けるもの。民主主義の原点の「再現民主主義」を志向するものだと示唆されたことが、参加者一人ひとりに深い感慨を与えていました。

● 他の女性団体等との協力、連携はどのようになっていますか。

川橋氏：おっしゃるとおり、「Qの会」では、様々な個人、団体と連携しながら活動しています。「Qの会」の組織自体が他団体との協力、連携の上に成り立っています。その中か

ら、次の「JG83 キャンペーン」を取り上げてご紹介します。つまり、クオータ制推進は女性議員を増やすための制度面からのアプローチですが、同時に、実際に女性の立候補者が増えていかなければ女性議員は増えません。

<JG 83 キャンペーン>

他団体の活動に「Qの会」が連携し協力する具体例の一つとして、2015年12月23日に、「本気で女性議員を増やす！」をテーマに JG 83 キャンペーン集会への参加があげられます。

JG 83 は“じえいじーはちさん”と読みますが、Jは女性、Gは議員の略で、今、国会には女性議員が83人しかいない状況を変えて倍増させたいとの願いからネーミングされた運動です。

制度を整えても実際にその制度を活用し、選挙に挑戦する人や候補者を送り出す人、当選後も女性議員を支えていく人が増えない限り女性議員の増加は本格的なものとはなりません。何回かの選挙を繰り返し、政党の女性候補擁立の取組みをウォッチして、現実に女性議員を増やしていく実践行動の積み重ねが大事です。

● また、WIN WINでは2015年9月から「赤松政経塾」を開塾していますが、これはどのようなものなのでしょうか。

川橋氏：赤松政経塾は政治、経済の分野でリーダーを志す女性の人材を育成していくとする活動です。こうした活動例はすでに数多くありますが、WIN WIN本体もこうした取組みを開始しました。

第一期は塾がスタートした2014年9月15日から2015年1月までの間、月1回開講で全5回。原則毎月第2日曜日の午後6時から2コマ2時間の講義です。会場を港区にある国際文化会館とし、各回冒頭の赤松代表のスピーチから塾は始まり、第一講義はWIN WINが推薦して当選した国会議員による講義で、議員になったきっかけや議員としての活動内容、

成果などが話されます。

第二講義は各界で活躍する女性リーダーを講師に招き、リーダーとしての経験に基づいた識見や情報の共有となっています。

受講生の中から昨年の統一地方選で2人の自治体議員が誕生しています。将来の女性リーダーが育つ学びの場として、また受講者同士の情報交流とネットワーク構築の場として大きな成果を上げつつあります。

● 改めて、議連2法案とはどのような内容でしょうか。

川橋氏：「政治分野における男女共同参画推進法案」と「公職選挙法の一部を改正する法案」のいずれも仮称ですが、クオータ議連が2015年8月に骨子案を公表し、現在、各党合意を得るよう持ち帰りとなっています。<※議連名簿は別紙3>

前者の法案は理念法で、男女同数をめざすパリテの思想です。民主主義の原点は男女同数の社会を代表することにあり、候補者の数ができる限り男女同数とするという男女共同参画を「基本原則」として掲げています。

後者の公職選挙法改正案は、こうした基本原則を選挙制度の中に位置づけ、候補者の数について「性別比例原則」を規定し、政党に努力義務を求めていました。この部分が、いわゆるソフトなクオータ制に当たる規定です。

そして衆議院比例代表選挙では、重複立候補者の名簿は拘束式で順位を指定することができますから、そこに「女、男」あるいは「男、女」といった交互登載を可能にする名簿方式を持ち込めるよう公選法を改正する。これらは政党の自主的な取組みを促す奨励法であり、各党の競い合いを狙ったものです。

現行の選挙制度の枠組みの中で各党が合意できるギリギリの線として取りまとめたものであり、政党に対して高いハードルを置くものではありません。逆に、クオータ制としては必ずしも満足とは言いきれないところもあり

ますが、これまで女性の政治参画について何も法的な根拠が無かったわけですから、一步前進と評価できます。

● 「Qの会」の今後の活動についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

川橋氏：まずは今は、日本初のクオータ法案を成立させることに集中したいです。2016年3月8日に参議院議員会館で、「国際女性デー2016～クオータ法案を成立させよう！～」院内集会を開催します。主催は「Qの会」、後援が「クオータ議連」で、両者の連携のもと、女性参政権行使70周年のこの年になんとしても結実させたい。

しかし情勢は中々難しいです。1票の格差是正のための定数削減が行われる今通常国会は、議連2法を提案する絶好の機会となるはずですが、現実は、政局がらみとなっています。女性たちは、もっと怒り、もっと大同団結しなければなりません。が、性別役割分担意識が相変わらず根強い中で女性の側も残念ながら力不足、世論を巻き起こすまでに至っていません。

国際女性デー2016「院内集会」では、これまで女性議員比率が異常に低いことを訴える制度面からの切り口を変え、何のために制度を変えどういう政治が必要だと考えるのか、内容面からの切り口に移しています。多様な層の当事者からの主張や、今の社会の中で若い世代が直面している生きづらさの訴えを政治課題とする「ティーチ・イン」を予定しています。

例えば“18歳選挙権”や“議員に挑戦する”、あるいは“夫婦別姓合憲判決から”“女子高生へのサポート活動”“パート、非正規雇用問題”“男性の育児参加”といったテーマについて主張してもらい、ゲストコメンテーターのニュースキャスターの安藤優子さんに切り込んでいただく。また、2016年2月16日国連CEDAWによる、女性差別撤廃条約

の日本の履行状況についての審議の模様や、CEDAW がどのような総括所見を示そうとするのか、NGO レポートを取りまとめて現地でプレゼンした国際女性の地位協会山下泰子さんの報告も注目されます。

● 女性議員を増やすため、また、クオータ制を導入するために自治体に期待されることは何でしょうか。

川橋氏：自治体はテーマの探し方が上手なので、表だって政治参画やクオータ制といった言葉を出さなくとも自由な雰囲気で話し合える場作りができると思います。その際、「Qの会」では、自治体がこのようなテーマによる講演会やシンポジウムなどを開催する場合には、適当な人物を推薦することができます。

また、クオータ制導入に関する県民意識調査や議員（国会・地方）へのアンケート等は、是非やって欲しいです。世論の機運醸成に大きな影響を及ぼすと期待しています。

国会議員と地方議員とでクオータ制の受け止め方が違うと思いますが、クオータ制というのは女性議員を増やすための一つの手段です。まず国が法律を作り、それを突破口にしていざれ地方議会に浸透させていきたい。政治への男女共同参画の基本原則は、地方議会でこそ緊急に望まれていることではないでしょうか。国際社会の中で問われているのは、統計が比較的得られやすい国会の女性議員比率よりも、むしろ諸外国では国会よりも地方議会への女性の参画が進んでいるのに対し、日本では、地方女性議員比率が国会並みに低く、中には女性ゼロ議会がかなりあるという問題です。それが自治体の政策決定を歪め、住民の無関心を呼び投票率が低下している。無投票当選が増え地方自治に危機をもたらしている。「Qの会」主催の会合で、大山礼子駒澤大学教授が度々指摘されていることです。

女性が議会に参加し政策決定の場に参加するのが当たり前になることが大前提です。国レベルから取り組んで突破口を開いていくのが、

クオータ制のテーマだと考えています。そのためには、地方からの声、地方議員からの盛り上がりが不可欠です。ただ、自治体の場合は無所属議員が多いので、クオータ制だけではやりにくい。制限連記制³の導入や供託金低減・廃止の問題を含めるとか、それこそパリテの国フランスが実施した世界初の男女ペア県会議員選挙の例も参考にして、神奈川県でいい方法を工夫してほしいと思います。

● これまで色々とお話を伺いましたが、川橋さんが今後是非訴えたいことがあればお願ひします。

川橋氏：2015 年は「北京+20」の年。「Qの会」は議連2法案について、全国各地の草の根からの支援、協力を要請しました。2016 年は女性が初めて選挙権を行使し 70 周年を迎える年。今通常国会で何としてもこの法案を成立させたい。私どもは日本の現状を口で嘆くだけでなく、政治参画を一步前進させる一里塚として「実」を得たいと思います。

かつて故土井たか子氏は「山が動いた」と言いました。そして「Qの会」の赤松代表は「何もせずに自然のまま放っておいては女性の政治参画は進まない。国際社会の中で日本が遅れを取ったのは、各国は積極的にクオータ制導入など行ったのに対し日本は何もしなかったからだ」と。

現実を動かすには、今、私たちが動くしかないと考えています。

³ 本報告書第1章、p.5 脚注4参照

「Qの会」の具体的活動

■大臣訪問・政党訪問■

- ◇2012年7月19日；中川正春男女共同参画担当大臣（当時）に要望書を提出し、意見交換
 ◇8月31日；公明、9月10日；社民、11日；生活、12日；民主、13日；共産、10月25日；自民、各党の女性政策担当者、党首、幹事長、副代表等と面談

■院内集会（衆参議院議員会館会議室など）■

- ◇2013年5月20日（月）14:00～ 参・104会議室
 （講演）「実現できるか！202030」
 鹿嶋敬 内閣府男女共同参画会議議員
 ◇2014年3月7日（金）12:30～ 参・101会議室
 「日本の国会に<202030>実現を！」
 （登壇者）三浦まり、申琪榮、谷口真由美、大崎麻子 関西学院大学客員教授、渥美由喜 内閣府少子化危機突破タスクフォース推進チームリーダー・厚生労働省政策評価に関する有識者会議委員・東レ経営研究所研究部長
 ◇2015年3月6日（金）12:00～ 参・101会議室
 戦後70年、前へ！ “Time to Move Ahead” 「日本の課題 “Women’s Political Empowerment” 」「途を開く “The Road Ahead” 」「挑戦 “United We Stand！”」
 （登壇者）キャロライン・ケネディ駐日大使代理ダーナ・ウェルトン政務担当公使、「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」中川正春会長、野田聖子幹事長、行田邦子事務局長、中北浩爾 一橋大学教授、秋山訓子 朝日新聞政治部次長、嘉田由紀子 前滋賀県知事・びわこ成蹊スポーツ大学学長、山口二郎 法政大学教授、井戸まさえ ジャーナリスト・元衆議院議員、三浦まり、申琪榮

- ◇2015年6月30日（火）10:30～ 参・講堂
 ガラスの天井を打ち破るために！Promoting Quotas「統一地方選2015結果」と「世界初！フランス男女ペア選挙」から
 （登壇者）大山礼子、糠塚康江 東北大学教授、三浦まり
 ◇2015年12月10日（木）12:00～ 衆II・第1会議室
 「政治分野における男女共同参画法等の制定を要請する決起集会」
 （登壇者）中川正春他出席衆議院議員、中野晃一 上智大学教授、リレートーク：全地婦連/高齢社会をよくする

女性の会/女性科学者の会/女性と人権全国ネットワーク /Torch for girls/怒れる女子会/国際女性の地位協会
 ◇2016年3月8日（火）18:00～ 参・講堂
 「国際女性デー、クオータ法案を成功させよう！」
 （登壇者）中川正春、三浦まり、大山礼子、ティチ・イイ：CEDAW日本審査/SEALDs/JG83参院選キャンペーン/夫婦別姓合憲判決/パート・非正規問題/女子高生咲ト活動/アザーリング・ジヤパン他

■勉強会（東京薬科大学千代田キャンパス）■

- ◇第1回 2013年10月30日（金）14:00～
 「法的クオータ制の在り方を考える」
 三浦まり 上智大学法学部教授
 ◇第2回 2013年12月20日（金）14:00～
 「クオータ制を導入した韓国から一政治が変わらない限り、社会は変わらない」
 申琪榮 お茶の水女子大学大学院准教授
 ◇第3回 2014年1月31日（金）14:00～
 「ジェンダーギャップを考える～105という数字から」
 平松昌子 日本BPW連合会元会長
 ◇第4回 2014年7月19日（土）14:00～
 「女性運動が政治を変えるには」
 大山礼子 駒澤大学法学部教授
 ◇第5回 2014年10月25日（土）14:00～
 「女性参政70周年—地方議会にもっと女性を！！」
 久保公子 市川房枝記念会女性と政治センター事務局長
 ◇第6回 2014年12月3日（水）14:00～
 「女性差別撤廃条約実施状況を問う」
 山下泰子 文京学院大学名誉教授
 ◇第7回 2015年1月25日（金）14:00～
 「第47回衆議院総選挙の総括と今後」川橋幸子（Qの会）
 綱島茜&草野由貴「この人を国会へ！全国キャンペーン」

■ヌエック（NWEC）・ワークショップ■

- ◇2014年8月31日（日）10:00～ NWEC研修棟大会議室
 「女性が活躍できる日本に！クオータ制で実現しよう」
 赤松良子他9役員団体
 ◇2015年8月21日（金）15:30～ NWEC研修棟大会議室
 「北京+20」前へ！一政界の潮流は「男女50・50」
 中川正春、三浦まり、谷口真由美 大阪国際大学准教授、平松昌子 国連NGO国内委員会副委員長
 【基調講演】林陽子 国連女性差別撤廃委員会委員長

『今、私たちが動くとき！アピール in NWEC』（抜粋）

2015年8月21日

1. 超党派議員連盟による「政治分野における男女共同参画推進法案（仮称）」及び「公職選挙法一部改正案」の今国会への提出、成立を求めます。
2. 各政党に対し、2法案の速やかな成立を図り、政治分野における男女共同参画の推進を実効あるものとするよう、以下の措置を求めます。
 - (1) 党則等において、性別比例原則の実施を定めるとともに、数値目標とスケジュールを明らかにした行動計画を定め、公表すること。数値目標については、いずれの性も60%を上回ってはならないものとすること。特に、衆議院比例代表選挙の名簿については、男女または女男交互登載名簿を作成すること。
 - (2) 選挙候補者擁立に加え、党内役員など政党意思決定過程においても、性別比例原則を実施すること。
 - (3) 地方組織においても、同様に、性別比例原則を実施すること。
3. 性別比例原則尊重の法の趣旨に則り、政党助成金の配分方式の改正を求めます。
4. 1票の格差是正とともに多様な意見を代表しうる選挙制度の在り方について抜本改革を求めます。その際は、衆議院重複立候補制の廃止、及び、参議院比例代表選挙拘束名簿の採用を求めます。
5. 地方議会に無所属女性議員が多い現状に鑑み、大選挙区における複数候補者を連記する制限連記制投票の導入を求めます。
6. 国・地方議会を通じて、政治分野への男女共同参画推進のための環境整備—供託金の廃止又は減額、セクシュアル・ハラスメント防止の議会運営、出産・育児環境の整備、などを求めます。

「北京+20」、私たちは全国各地の女性の力を結集し、政治分野における男女共同参画実現へ向けて、次の行動を起こしましょう。

1. 各政党における性別比例原則の実施を見守り、監視していきましょう。
2. 候補者の女性人材を「見つける、送り出す、支え続ける」運動を、草の根から展開していきましょう。
3. 女性の政治参画拡大により、日本の平和を守り、民主主義を深化させていきましょう。

「クオータ議連」（『政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟』）
役員体制

(2015 年 3 月 30 日現在)

顧 問	河村 建夫 (衆・自民) 江田 五月 (参・民主)
会 長	中川 正春 (衆・民主)
副会長	大口 善徳 (衆・公明) 郡 和子 (衆・民主) 菌浦健太郎 (衆・自民) 高木美智代 (衆・公明) 畠野 君枝 (衆・共産) 神本美恵子 (参・民主) 川田 龍平 (参・維新)
	*福島みづほ (参・社民)
幹事長	野田 聖子 (衆・自民)
幹 事	稻津 久 (衆・公明) 辻元 清美 (衆・民主) *石橋 通宏 (参・民主) *猪口 邦子 (参・自民) 主濱 了 (参・生活) 中野 正志 (参・次代) 山口 和之 (参・元気)
事務局長	*行田 邦子 (参・無所属)
事務局次長	*重徳 和彦 (衆・維新) *中野 洋昌 (衆・公明) 宮川 典子 (衆・自民) *柚木 道義 (衆・民主)

注 1. 発足時 17 名から現在 24 名体制

注 2. *印は WT メンバー。WT 外部有識者に当会
顧問三浦まり氏就任